

議 案 第 25 号

地方公務員法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

地方公務員法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

令和元年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に関する規定を整備するため。

地方公務員法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(松戸市職員定数条例の一部改正)

第1条 松戸市職員定数条例（昭和24年松戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時的任用の者を除く」を「常時勤務する者に限る」に改める。

(職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する手続および効果に関する条例（昭和26年松戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

6 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第3項の規定の適用については、同項中「2年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手続および効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手続および効果に関する条例（昭和26年松戸市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、松戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松戸市条例第 号）第20条第4項に規定する基準月額）」を加える。

(松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和43年松戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「非常勤職員等」を「非常勤職員」に改め、同条中「及び臨時職員」を削り、「市長の定める基準に従い、任命権者が」を「規則で」に改める。

(松戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 松戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年松戸市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」を加える。

第6条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(松戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 松戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年松戸市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部改正)

第7条 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例(昭和31年松戸市条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し、同項及び附則第5項を削る。

別表2中「松戸市放置自動車等審査会」を「松戸市放置自動車等審査会委員」に改める。

(松戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 松戸市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年松戸市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員で」の次に「、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

(松戸市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第9条 松戸市職員の旅費に関する条例（昭和35年松戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市長、副市長、教育長、常勤監査委員」を「法第22条の2第1項第2号に掲げる職員並びに市長、副市長、教育長及び常勤監査委員」に改める。

（松戸市職員退職手当支給条例の一部改正）

第10条 松戸市職員退職手当支給条例（昭和28年松戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「規定する職員」の次に「であつて常時勤務に服することを要する者」を加え、「及び松戸市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年松戸市条例第2号）第4条の規定により採用された者」及び「又は死亡」を削り、同条第2項中「職員以外」を「常時勤務に服することを要する者以外」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第1条第3項を次のように改める。

3 この条例の規定による退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

第5条の8第2項中「職員については」及び「いい、第1条第2項に規定する者についてはこの基本給月額に準じて別に定める額を」を削る。

附則第12項中「及び同項に規定する第1条第2項に規定する者に係る基本給月額に含まれる俸給月額に相当するものとして別に定めるもの」を削り、附則第13項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。